

長野県立大学学生表彰規程

平成30年4月1日 規程第411号

最終改正 平成31年3月12日

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県立大学学則第45条第2項の規定により、長野県立大学（以下「本学」という。）の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 表彰の名称は、長野県立大学学長賞とする。

(対象)

第3条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体に対して行うものとする。

- (1) 学業において、国際的又は全国的規模の学会等により優れた評価を受け、本学の名誉を高めた個人又は団体
- (2) 課外活動において、国際的又は全国的規模の各種スポーツ、競技、演奏、展示、発表等で優秀な成績を収め、本学の名誉を高めた個人又は団体
- (3) 環境保全、社会福祉、青少年育成、国際交流等のボランティア活動、災害救援、人命救助、海外援助協力等の社会活動において、活動実績が認められ、他の学生の範となった個人若しくは団体又は社会的に評価を受け、本学の名誉を高めた個人若しくは団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる個人又は団体で、長野県立大学学長賞にふさわしいと認められるもの

(候補者の推薦)

第4条 本学の教職員及び学生は、前条各号のいずれかに該当すると認められる個人又は団体を別記様式により学長に推薦することができる。

(表彰の決定)

第5条 表彰の決定については、大学運営会議の議を経て、学長が行う。

(表彰方法)

第6条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に併せて、記念品を贈呈するものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、学生の表彰の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月12日から施行する。